

浦安市と学校法人千葉工業大学との包括的連携に関する協定書

浦安市と学校法人千葉工業大学（以下「両者」という。）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、相互に連携を密にして多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携の下、教育研究、生涯学習、文化、スポーツ、地域産業、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事業）

第2条 両者は次の事項について連携協力する。

- (1) 教育研究、生涯学習、文化及びスポーツの振興発展に関すること
- (2) 地域産業の振興に関すること
- (3) まちづくりに関すること
- (4) 人材育成に関すること
- (5) その他両者が必要と認めること

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、両者の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当り必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに両者のいずれからも協定解除の申出の無いときは、1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

(協定の解除)

第5条 本協定が解除された場合は、両者それぞれの責において原状に回復するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年5月7日

浦安市
市長

学校法人 千葉工業大学
理事長

(松崎 秀樹 署名)

(瀬戸熊 修 署名)